

議案第 8 2 号

飯能市税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市税条例（昭和 2 5 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 1 4 条の 4 の 2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 2 6 条及び第 2 7 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 2 7 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 1 0 0 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 2 7 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 1 4 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 4 条の 4 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項前段、第 2 7 条の 8、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 4 条の 4 の 2 第 1 項の規定による市

民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この

項において「特例適用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第

14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の5第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第2号中「、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」に改め、同項第3号中「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同条第3項中「第26条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第14条の5第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項」を「並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項」に、「附則第14条の5第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に改め、「、第27条の9第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第14条の5第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第14条の5第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第14条の5第3項」を「附則第14条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第14条の5第3項」を「附則第14条の5第3項前段」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯能市税条例附則第14条の4の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

平成28年11月25日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第14条の4の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)</u>第8条第2項に規定する特例適用利子等、<u>外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)<u>に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用につ

いては、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8

まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用について

は、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又

は附則第14条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」

と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受け
るべき外国居住者等所得相互免除法
第8条第4項に規定する特例適用配
当等、外国居住者等所得相互免除法第
12条第6項に規定する特例適用配
当等又は外国居住者等所得相互免除
法第16条第3項に規定する特例適
用配当等（次項において「特例適用配
当等」という。）については、第26
条第3項及び第4項の規定は適用し
ない。この場合において、当該特例適
用配当等については、同条及び第27
条の3の規定にかかわらず、他の所得
と区分し、その前年中の外国居住者等
所得相互免除法第8条第4項（外国居
住者等所得相互免除法第12条第6
項及び第16条第3項において準用
する場合を含む。）に規定する特例適
用配当等の額（以下この項において
「特例適用配当等の額」という。）に
対し、特例適用配当等の額（第5項第
1号の規定により読み替えられた第
27条の2の規定の適用がある場合
には、その適用後の金額）に100分
の3の税率を乗じて計算した金額に
相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等

に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第29条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9

第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4の2第3項

後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じ

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の5 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に

て計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは

相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは

「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 省略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 省略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分

に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の

の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項の規定による市民税の

所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の5第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第27条の9第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第14条の5第4項」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の5第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された

されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

とき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行
期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十四号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の
施行期日を定める政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平
成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号の規
定に基づき、この政令を制定する。

所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第
五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一
月一日とする。

総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

第十八条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第十条の五第二項第六号の改正規定中「他の者」の下に「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一号に規定する事業場等を含む。」を加え、」を削る。

附則第一条第六号及び第七号を次のように改める。

六 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九号第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日

七 削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く)、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く)並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十号第一項及び第三十号(銀行等の株式等の保有の制限等)に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第五十八号第一項の改正規定(「九年」を「十年」に改める部分に限る。)に限る。

ロ 第六条中国税通則法第二十三条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

附則第一条第十一号イ中「同条第二項第六号中「他の者」の下に「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一号に規定する事業場等を含む。」を加える部分を除く。」を削る。

附則第二十七条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同条第一項第一号及び第八項」に、「百分の六十五」を「当該連結親法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十五」を「当該法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十」と、当該法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同条第一項第一号及び第八項」に、「百分の六十五」を「当該連結親法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十五」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十五条中「附則第三十九条を除き、」を削る。

附則第三十六条第一項中「以下附則第四十条まで」を「第三項」に改める。

附則第三十八条から第四十条までを次のように改める。

第三十八条から第四十条まで 削除

附則第五十三条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附則(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二十八年五月一日
二 第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項の改正規定及び附則第七十九条の規定 平成二十八年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日
イ 第二条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第五十一条の二第四項第二号の改正規定(「第百五十一条の二第二項又は第二項」を「第百五十一条の四第一項又は第二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等)」に改める部分を除く)、同法第六十六条の改正規定(「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く)並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第百六十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九号第三項の改正規定(「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。

ロ 第四条中相続税法第五十条第二項第二号の改正規定及び附則第三十一条第二項の規定
ハ 第五条中消費税法第四十三条第四項の規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条、第四十条第三項及び第四十三条第四項の規定
ニ 第六条の規定(同条中国税通則法第三十四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く)並びに附則第五十四条、第百五十四条から第百五十六条まで及び第百六十七号の規定
ホ 第七条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ 第十条中租税特別措置法第十条の五第四項第八号の改正規定、同法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第九項第二号の改正規定、同法第三十三条の五の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第七項第一号の改正規定(「第三十三号第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。)、同条第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の五の二第七項第一号の改正規定(「第三十三号第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。)、同条第一項を「同条第一項」に改める部分に限る。、同法第四十一条の四の四第十六項第二号の改正規定、同法第六十九条の三第四項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定及び同法第七十条の三第六項第二号の改正規定並びに附則第六十七号第一項、第六十九号、第七十条第一項及び第四項、第七十六号第二項、第七十八号、第八十二条第二項並びに第百二十七号第一項から第四項までの規定

ト 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第八項第二号の改正規定及び附則第四十九号の規定
四 第六条中国税通則法第三十四条の三の改正規定及び同法第三十四条の五の改正規定 平成二十九年一月四日
五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
イ 第二条中法人税法第百四十四条の六第二項ただし書の改正規定、同法第百四十九条第一項ただし書の改正規定及び同条第二項の改正規定
ロ 第八条の規定及び附則第五十六条の規定(第七号イに掲げる規定を除く。)

ハ 第十条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号の改正規定、同法第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定及び同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定並びに附則第八十四条の規定
ニ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を除く。)

項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三十四條の八及び第三十四條の九第一項並びに附則第五條第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八條第十一項第四号の規定により読み替えられた第三十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五條の四第六項及び第五條の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五條の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

六 地方税法附則第三條の三第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第二項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同条第四項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同条第五項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七條の二の規定による申告に関する特例その他第九項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第二項及び第四項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

13 第一項、第二項、第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業から生ずる所得に係る国民健康保険税の特例)

第九條 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三條の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）が前条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五並びに第七百六條の二第二項の規定の適用については、同法第七百三條の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用利子等の額（以下「特例適用利子等の額」という。）の合計額から第三十四條の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、同法第七百三條の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同法第七百六條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前条第四項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における地方税法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五並びに第七百六條の二第一項の規定の適用については、同法第七百三條の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とある

のは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第四項に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。）の合計額から第三十四條の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、同法第七百三條の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同法第七百六條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(外国居住者等の内部取引に係る課税の特例)

第十條 国内事業所等に該当する恒久的施設を有する外国居住者等の所得税法第六十一條第一項第一号に規定する事業場等又は法人税法第三百三十八條第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間のこれらの規定に規定する内部取引（その対価の額とする額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国居住者等のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により準じて計算した同法第二條第二十二号に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過小となる場合又は当該事業年度の法人税法第四百一十一條第一号に掲げる国内源泉所得に係る金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは損金の額に算入すべき金額が過小となる場合における当該内部取引に限る。以下この条において「特定内部取引」という。）につき、当該外国居住者等に係る外国の租税に關する権限のある機関が、当該外国居住者等に係る当該外国の租税の額の計算上控除する金額（所得税法第九十五條第一項に規定する国外所得金額（同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に限る。）又は法人税法第六十九條第一項に規定する国外所得金額（同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に限る。）に相當する金額に係るものに限る。）の計算に關して、当該特定内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格であると認められたことにつき総務省令、財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該外国居住者等のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に関する法令又は当該事業年度の法人税法第四百一十一條第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に係る法令その他税法に關する法令の規定の適用については、当該特定内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、次の各号に掲げる外国居住者等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 1 非居住者である外国居住者等 当該外国居住者等に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第四十條の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額
 - 2 外国法人である外国居住者等 当該外国居住者等に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額
 - 3 第一項の規定の適用がある場合における特定内部取引の対価の額とした額と当該特定内部取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額は、外国法人である外国居住者等の各事業年度の法人税法第四百一十一條第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
 - 4 前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- (国際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)
- 第十一條 国際運輸業を営む外国居住者等が有する当該国際運輸業に係る所得で所得税法第六十一條第一項又は法人税法第三百三十八條第一項に規定する国内源泉所得に該當するもの（次項から第五項までにおいて「対象国際運輸業所得」という。）のうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税又は法人税を課さない。

六 地方税法附則第三条の三第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第四項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等については、地方税法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の特例適用配当等の額に対し、特例適用配当等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。以下「市町村民税の所得割」という。）を課する。

8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の特例適用配当等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号に係る部分に限る）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四條の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）、第三項及び第十項、第三百十四條の六並びに附則第四条第十項及び第四條の二十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。）」と、同法第三百十四條の六第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百十四條の二第二項、第二項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特例適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百十四條の六、第三百十四條の七第一項及び第二項、第三百十四條の八、第三百十四條の九第一項並びに附則第五条第三項、第五條の四第六項、第五條の四の二第六項及び第五條の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第七項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、当該所得割の額中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四條の八及び第九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百十四條の二の規定の適用がある場

合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五條の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第二項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同条第四項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同条第五項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七條の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等については、地方税法第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の特例適用配当等の額に対し、特例適用配当等の額（第十一項第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三の税率を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

10 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第三百十七條の二第一項に規定する申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された同法第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

11 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額は、その前年中の特例適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号に係る部分に限る）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四條の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）、第三項及び第十項、第三百十四條の六並びに附則第四条第十項及び第四條の二十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第八条第二項に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。）」と、同法第三百十四條の六第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十五項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百十四條の二第二項、第二項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特例適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百十四條の六、第三百十四條の七第一項及び第二項、第三百十四條の八、第三百十四條の九第一項並びに附則第五条第三項、第五條の四第六項、第五條の四の二第六項及び第五條の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第九項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百十四條の七第一

二 地方税法第二十三条第一項(第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(第十号の二に係る部分に限る。)、第三項及び第十項、第三十七条並びに附則第四条第四項及び第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)、第八条第二項に規定する特例適用利子等の額(以下「特例適用利子等の額」という。)」と、同法第三十七条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用利子等の額(外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十一項第二号、第十三項第三号、第十七項第三号及び第十九項第三号の規定により適用されることによる。

四 地方税法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)、並びに第三十四条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用利子等の額」とする。

五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項、第三十七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第二項の規定による道府県民税の所得割の額(以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。)」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、「所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用利子等の額(外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同条第二項中「適用した場合は所得割の額」とあるのは「適用した場合は所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等に該当するものであって第一項の規定の適用を受けるもの(以下この条において「特例適用配当等」という。))については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用配当等

に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額の合計額(以下この項及び第九項において「特例適用配当等の額」という。))に対し、特例適用配当等の額(第六項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

5 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四十五条の二第一項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの)に限り、その時までに提出された同法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書を含む。前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとして市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用配当等に係る利子所得の金額、配当所得の金額及び雑所得の金額は、その前年中の特例適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項(第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(第十号の二に係る部分に限る。)、第三項及び第十項、第三十七条並びに附則第四条第四項及び第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)、第八条第四項に規定する特例適用配当等の額(以下「特例適用配当等の額」という。)」と、同法第三十七条第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに特例適用配当等の額(外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十五項第三号の規定により適用されることによる。

四 地方税法第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)、並びに第三十四条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特例適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項、第三十七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第四項の規定による道府県民税の所得割の額(以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。)」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「所得割の額」とあるのは、「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額(外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)とあるのは「前節(税率)及び外国居住者等所得相互免除法第七十六条(特定対象懸賞金等に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額(外国居住者等所得相互免除法第七十七条第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定対象懸賞金等」に係る課税一時所得の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象懸賞金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定対象懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び外国居住者等所得相互免除法第七十六条第六項(特定対象懸賞金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

18 居住者が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する給付補填金等に該当するもの(以下この項及び次項第一号において「特定対象給付補填金等」という。)に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定対象給付補填金等」に係る雑所得等の金額」という。)に対し、特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定対象給付補填金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二十一条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第七十八条(特定対象給付補填金等に係る分離課税)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額(以下「特定対象給付補填金等」に係る雑所得等の金額」という。))とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額を除く。))とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)とあるのは「前節(税率)及び外国居住者等所得相互免除法第七十八条(特定対象給付補填金等に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象懸賞金等に係る雑所得等の金額(外国居住者等所得相互免除法第七十九条第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定対象給付補填金等」に係る課税雑所得等の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定対象懸賞金等に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定対象給付補填金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び外国居住者等所得相互免除法第七十六条第六項(特定対象懸賞金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

る所得税額、特定対象給付補填金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び外国居住者等所得相互免除法第七十八条(特定対象給付補填金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

20 第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項又は第十八項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

21 国内事業所等に該当する恒久的施設を有する非居住者である外国居住者等の所得税法第六十一条第一項第一号に掲げる所得(当該恒久的施設に帰せられるべきものに限り)を算定する場合には、同号に規定する内部取引には、当該外国居住者等の恒久的施設と事業場等(同号に規定する事業場等をいう。第二十三項において同じ。)との間の同法第六十二条第二項に規定する利子の支払に相当する事実及び同項に規定する政令で定める事実、含まれないものとする。

22 国内事業所等に該当する恒久的施設を有する外国法人である外国居住者等の法人税法第三百三十八條第一項第一号に掲げる所得(当該恒久的施設に帰せられるべきものに限り)を算定する場合には、同号に規定する内部取引には、当該外国居住者等の恒久的施設と本店等(同号に規定する本店等をいう。次項において同じ。)との間の同法第三百三十九條第二項に規定する利子の支払に相当する事実及び同項に規定する政令で定める事実、含まれないものとする。

23 外国居住者等の国内事業所等に該当する恒久的施設が事業場等又は本店等のために棚卸資産(所得税法第二条第一項第十六号又は法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。以下この項において同じ。)を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該恒久的施設のその棚卸資産を購入する業務から生ずる所得税法第六十一条第一項第一号又は法人税法第三百三十八條第一項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

24 第八項から第六項まで、第八項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八條 住民税の納税義務者が支払を受ける特定対象事業所得については、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の五、第七十一条の六、第七十一条の八から第七十一条の四十七まで並びに第三百三十三條第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

2 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定対象事業所得のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等(同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私営公社債等運用投資信託等の配当等を除く。)に該当するものであつて前項の規定の適用を受けるもの(以下この条において「特例適用利子等」という。)については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額(以下この項及び第七項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二の税率を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割(同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。以下「道府県民税の所得割」という。)を課する。

3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の特例適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

一 特例適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の特例適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。

第六十八条第一項中「同条第五項の規定の適用がある」を「修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第二項中「又は同条第五項若しくは第六項を「若しくは同条第七項」に改め、ある場合」の下に「又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同条第四項中「又は第二項」を、「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日まで）の間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十三条第一項第二号中「又は第二項（申告納税方式による国税の）」を、「第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）」に、「規定によるもの」を「重加算税」に改め、同項第四号中「繰上差押」を「差押えの要件」に改める。

第七十四条の二第一項第三号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
口 消費税法第五十七条の五第一号若しくは第二号（適格請求書類似書類等の交付の禁止）に掲げる書類を他の者に交付したと認められる者又は同条第三号に掲げる電磁的記録を他の者に提供したと認められる者

第七十四条の二第三項中「第一項第三号ハ」を「第一項第三号ハ」に改める。
第八十五条第一項中「関する処分」を「関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。」又は「第六十八条第三項」の下に「又は第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定による重加算税」を「重加算税」に、及び第二号に係るものを除く。及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。」を「若しくは第二号に係るもの」に、「同じ」を「単に「処分」という」に改める。

第百二十四条第一項中「の書類」の下に「以下この条において「税務書類」という。」を加え、「当該書類」を「当該税務書類」に改め、「その氏名及び住所又は居所」の下に「とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調査を除く。）として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。」を加え、同条第二項中「前項に規定する書類」を「税務書類」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、同項各号中「当該書類」を「当該税務書類」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 番号 個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。
二 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。

（国税徴収法の一部改正）

第七條 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第六号中「保全差押の金額の通知」を「保全差押え」に、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、同項第七号中「次号及び第九号」を「この項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第九条の二」を「第九条の三」に改め、同項を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人（以下この号において「分割法人」という。）に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の国税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の国税通則法第九條の二（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）に規定する連帯して納付する義務に係る国税（当該判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものに限り、当該判決が確定した日）

第三十六条中「次条及び第三十八条（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）」を「及び次条」に改める。
第三十八条中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をい。）に改め、「以下「親族その他の特殊関係者」という。」及び「同一」とみられる場所において」を削り、「取得財産を含む。」を限度として「を」の価額の限度において」に改める。

第三十九条中「の特殊関係者」を「滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第四百二十二条第二項第二号（捜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）に改める。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正）
第八條 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章 総則（第一条）
第二章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第二条―第四十三条）
第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条―第四十六条）
附則

第一章 総則
第一条 法律」を「章の規定」に改め、同条を第四十六条とする。
第二条中「以下」を「以下この条において」に改め、「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削り、同条を第四十五条とする。

第一条中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、「居住者（以下）を「居住者（次条において）に改め、「昭和四十年法律第三十四号」を削り、「内国法人（以下）を「内国法人（次条において）に改め、「事業（以下）の下に「この条及び次条において」を加え、「以下」を「次条において」に改め、同条を第四十四条とし、同条の前に次の一条、一章及び章名を加える。

（趣旨）
第一条 この法律は、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除する等のため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税関係法律及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例等を定めるものとする。

参考

(抜粋)

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

法律第十五号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「修正申告の特例(第百五十一条の二)」を「期限後申告及び修正申告等の特例(第百五十一条の二―第百五十一条の六)」に、「第百五十三条の五」を「第百五十三条の六」に改め、「第二款の二 修正申告の特例(第百六十六条の三)」を削る。

第二条 第一項第二十三号中「年々」を「年々」に改め、同項第三十五号中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三十六号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第三十八号中「(期限後申告書)」を「(期限後申告)」に改め、同項第三十九号中「(修正申告書)」を「(修正申告)」に改め、同項第四十四号中「効力」の下に、「第百五十一条の四(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例)」を加える。